平成２２年（フ）第２７８号
茨城県桜川市大国玉72番地２
債務者　増渕清四郎
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２８１号
茨城県筑西市塚原237番地　ヨコタハイツ101、前住所茨城県筑西市大塚380番地
債務者　小澤るみ子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２８６号
茨城県坂東市岩井989番地１
債務者　櫻井　　勇
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４４号
富山県小矢部市水牧447番地２
債務者　田屋有依子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１６１号
富山県砺波市庄川町金屋2715番地
債務者　清水　昭子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１６７号
富山県氷見市加納84番地７
債務者　森　美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５５号
福井県大飯郡高浜町和田第126号２番地１
債務者　浦西　純恵
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第４７５号
兵庫県たつの市御津町苅屋266―14　シャーメゾン苅屋101号、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町宮1727番地24
債務者　村岡　幸善
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４８９号
兵庫県姫路市網干区浜田816番地44　市営網干西住宅１棟117号
債務者　石田　勝彦
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５８８号
兵庫県加古川市別府町別府915番地の12
債務者　高田　泰裕
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６２５号
兵庫県姫路市勝原区朝日谷３番地14
債務者　志水　則子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６８９号
兵庫県姫路市東今宿３丁目２番34―504号クリーンピア東今宿
債務者　博多　幸雄
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６９３号
兵庫県姫路市香寺町中寺259番地135
債務者　小野耕二郎
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６９４号
兵庫県姫路市四郷町山脇592番地１　ベルオーク21Ａ棟102号
債務者　高塚　智美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６９８号
兵庫県加古郡播磨町西野添５丁目10番17号コスモハイツ301号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町大中213番地の10
債務者　馬場　幸司
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７０３号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台４丁目256番地シティービル３―Ｄ
債務者　鹿原　恵美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７１７号
兵庫県加古川市神野町石守435番地の３
債務者　高橋　雍雄
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７１８号
兵庫県加古川市神野町石守435番地の３
債務者　高橋　一洋
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部